

令和 7 年 2 月 2 7 日 開会

令和 7 年 2 月 2 7 日 閉会

鳥栖地区広域市町村圏組合議会 令和 7 年 2 月定例会 会議録

鳥栖地区広域市町村圏組合

1 出席議員氏名

議 長 松 隈 清 之

副議長 大 川 隆 城

議 員 成 富 牧 男

議 員 樋 口 伸一郎

議 員 和 田 晴 美

議 員 田 村 弘 子

議 員 牧 瀬 昭 子

議 員 重 松 一 徳

議 員 工 藤 絵美子

議 員 平 野 達 矢

議 員 目 野 さとみ

議 員 武 田 光 邦

議 員 寺 崎 太 彦

2 欠席議員氏名

3 地方自治法第121条による説明職員氏名

管理者	向 門 慶 人
副管理者	松 田 一 也
副管理者	岡 毅
副管理者	武 廣 勇 平
事務局長兼総務課長	久 保 雅 稔
介護保険課長	槇 浩 喜
総務課長補佐兼収納対策室長 兼介護保険料係長	石 井 哲 也
介護保険課長補佐兼地域支援係長	鮎 川 タカ子
介護保険課長補佐兼認定係長	堤 大 輔
給付係長	永 井 英 子
総務係長	城 島 直 也

4 議事日程

日程 番号	議案 番号	件 名	摘 要
1		会期決定	
2		会議録署名議員指名	
3		諸報告	
4		管理者提案理由説明	
5	1	佐賀県市町総合事務組合規約の変更について	提案理由説明 質疑討論採択
6	2	鳥栖地区広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例	〃
7	3	令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）	〃
8	4	令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
9	5	令和7年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計予算	〃
10	6	令和7年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算	〃
11	7	鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	〃

(1 3 : 3 0 開会)

松隈議長

本日、鳥栖地区広域市町村圏組合告示第 8 1 7 号におきまして、本組合の定例会が招集されました。

ただいまの出席議員は 1 3 名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第 1、会期の件を議題といたします。

会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日間と決定いたしました。

松隈議長

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第 9 4 条の規定により、議長において、樋口伸一郎議員並びに目野さとみ議員を指名いたします。

松隈議長

日程第 3、諸報告につきましては、事前に配付いたしておりますので、報告に代えさせていただきます。

松隈議長

日程第 4、管理者提案理由の説明を求めます。

向門管理者

議長。

松隈議長

向門管理者。

向門管理者

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日、ここに令和7年2月鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしまして、令和6年度一般会計補正予算(第2号)及び介護保険特別会計補正予算(第2号)、令和7年度一般会計予算及び介護保険特別会計予算など6議案について、ご審議をお願いすることといたしております。

本組合の介護保険事業につきましては、令和6年度から令和8年度までの3ヵ年を計画とする第9期介護保険事業計画に基づきながら、進展する超高齢社会を見据え、給付適正化の推進や介護予防事業の充実などを図り、事業の運営に努めてまいり所存であります。

本組合の介護保険を取り巻く状況について申し上げますと、令和6年12月末現在、人口は12万7,727人で、このうち65歳以上の人口は、3万5,060人となっており、高齢化率は27.45%となっております。

本組合における要介護等認定者数につきましては、6,132人、前年同月比で97人、率にして約2%の増となっております。

また、要介護等認定者の認定者率は、17.3%となっており、前年同月比より0.2%の増となっております。

提案いたしました議案のうち、令和6年度一般会計補正予算(第2号)及び介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、本年度の実績及び今後の推移等を踏まえ、保険給付費をはじめとする諸経費の決算見込みにより補正するものでございます。

次に、令和7年度の予算でございますが、一般会計につきましては、議会、監査、出納事務などの組合運営、低所得者保険料軽減及び重層的支援体制整備事業に要する経費を計上いたしました。

予算総額は1億1,053万円となっており、前年度当初予算と比較いたしまして、2,337万2,000円、約27.0%の増となっております。

介護保険特別会計につきましては、介護給付費、地域支援事業費など、それぞれの事業を精査し、所要の額を計上いたしました。

予算総額は、106億3,555万3,000円となっており、前年度当初予算と比較いたしまして、3,066万8,000円、約0.3%の減となっております。

令和7年度は、第9期介護保険事業計画の2年目であり、事業の主なものといたしまして、自治体システム標準化に伴う過渡期連携環境構築委託料などを計上いたしましたほか、保険給付費は介護サービス利用者の増などを見込み、地域支援事業費は介

護予防・生活支援サービス事業費などを見込み、また、保健福祉事業費は構成団体が高齢者の自立支援・重度化防止に取り組む経費について、予算を計上いたしております。

その他の議案につきましては、提案理由を記述しておりますので、説明を省略いたします。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

松隈議長

はい、ありがとうございました。

日程第5、議案第1号、佐賀県市町総合事務組合理約の変更についてを、議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

久保事務局長

議長。

松隈議長

久保事務局長。

久保事務局長

ただいま議題となりました、議案第1号、佐賀県市町総合事務組合理約の変更についてご説明いたします。

令和7年2月組合議会、定例会議案の2ページをお願いいたします。

本議案につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年7月1日付で、多久小城医療組合の名称が多久小城医療企業団に変更されること及び名称変更後の多久小城医療企業団を退職手当の支給に関する事務の共同処理に加入させるため、佐賀県市町総合事務組合理約を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この規約につきましては、同法第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行することになります。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

松隈議長

はい。説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

松隈議長

質疑を終わります。

本案は討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって議案第1号、佐賀県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決しました。

松隈議長

日程第6、議案第2号、鳥栖地区広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保事務局長

議長。

松隈議長

久保事務局長。

久保事務局長

ただいま議題となりました、議案第2号、鳥栖地区広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

令和 7 年 2 月組合議会定例会議案の 3 ページをお願いいたします。

本条例改正につきましては、刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、
刑罰の「懲役」と「禁固」が「拘禁刑」に改められたことから、関係条例を整備する
ものでございます。

なお、本条例につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行日、令和 7 年 6
月 1 日から施行となります。

以上、議案第 2 号の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

松隈議長

はい、説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

はい、では質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第 2 号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号、鳥栖地区広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条
例の一部を改正する条例は、原案のとおり決しました。

松隈議長

日程第 7、議案第 3 号、令和 6 年度鳥栖市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第
2 号）についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保事務局長

議長。

松隈議長

久保事務局長。

久保事務局長

ただいま議題となりました、議案第3号、令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和6年度予算関係議案書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、過年度分の低所得者保険料軽減負担金の精算に伴い、歳入歳出それぞれ156万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,903万円とするものでございます。

12ページをお願いします。

歳入について申し上げます。

款1分担金及び負担金につきましては、構成市町の令和5年度分の低所得者保険料軽減負担金を精算に伴い、増額するものでございます。増額分については、介護保険特別会計の歳入予算、介護給付費負担金から歳入の組替を行うこととしております。

款2国庫支出金及び款3県支出金につきましても、それぞれ、令和5年度分の低所得者保険料軽減負担金を増額するものでございます。

13ページをお願いします。

歳出について申し上げます。

款1運営費、項1運営費、目1運営費、節27繰出金につきましては、令和5年度低所得者保険料軽減負担金の精算に伴い、介護保険特別会計繰出金を増額し精算するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

松隈議長

はい、説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決しました。

松隈議長

日程第8、議案第4号、令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

榎介護保険課長

ただいま議題となりました、議案第4号、令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和6年度予算関係議案の5ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、決算見込み等によるもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億6,603万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ107億8,473万3,000円とするものでございます。

18ページをお願いします。

歳入について主なものを申し上げます。

款2分担金及び負担金につきましては、2億1,489万7,000円を減額して

おります。

事業の決算見込みにより、構成市町に返還するものでございます。

19ページをお願いいたします。

款4国庫支出金につきましては、それぞれ事業費の決算見込みに伴い、減額しております。

20ページ、21ページをお願いいたします。

款5支払基金交付金、款6県支出金につきましては、それぞれ事業費の決算見込みに伴い、減額しております。

22ページをお願いします。

款8繰入金、項1基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金は、保険給付費の減額に伴い、財源として不要となった5,587万5,000円を減額しております。

項2一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、令和5年度低所得者保険料軽減国庫負担金、県負担金及び構成団体負担金の精算に伴う追加交付分として、低所得者保険料軽減繰入金156万5,000円を増額しております。

23ページをお願いします。

款10諸収入につきましては、交通事故の第三者行為により、要介護状態となった方の給付費に対する損害賠償納付金として、236万9,000円を増額しております。

24ページをお願いします。

歳出の主なものについてご説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費は、1億6,579万1,000円を減額しております。

目1一般管理費は、会計年度任用職員の人件費を増額し、自治体標準化システム導入関係委託料等を減額しております。

目2賦課徴収費は、会計年度任用職員の人件費を決算見込みにより補正しております。

25ページをお願いいたします。

項2介護認定審査会費は、505万9,000円を減額しております。

目1介護認定審査会費は、介護認定審査会委員報酬及び旅費を、目2認定調査等費は、会計年度任用職員の人件費や役務費、委託料について、それぞれ決算見込みにより補正しております。

26ページ、27ページをお願いいたします。

款2保険給付費につきましては、令和5年度及び令和6年度4月から11月までの

給付実績等を勘案して、決算見込みにより、1億6,725万2,000円、率にして1.8%減額しております。

補正の主なものは、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費などを減額するものでございます。

減額の主な理由としましては、給付費算定の要因である認定者数が第9期介護保険事業計画の計画値よりも下回ったことや認知症対応型共同生活介護事業所が令和5年度末に1事業所廃止されたことなどから、計画で見込んだ入居者数に達していないことによるものでございます。

28ページをお願いします。

款3地域支援事業費につきましては、高齢者の介護予防と生活支援を目的とする事業費でございます。

補正額につきましては、令和5年度及び令和6年4月から11月までの実績等を勘案し、決算見込みにより2,831万3,000円、率にして3.9%を減額するものでございます。

項1介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、感染症に対する警戒心により、通所系サービスにおいて利用回数を少なくする方が一定数おられ、当初の想定ほど利用がなかったことによるものと考えております。

29ページ、30ページをお願いします。

項3包括的支援事業・任意事業費につきましては、会計年度任用職員の人件費や報酬、役務費、委託料等について、それぞれ決算見込みより補正をしております。

31ページをお願いいたします。

款5基金積立金につきましては、預金利子等の38万円を介護給付費準備基金積立金に積み立てるものでございます。

以上をもちまして、議案第4号の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

松隈議長

はい、説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

それでは質問させていただきます。

最初に 25 ページ、款 1 項 2 目 2 認定調査等費について、節 1 2 認定調査委託料の減額の理由を知りたい。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

榎介護保険課長

成富議員のご質問にお答えします。

委託料の内容ですが、介護認定申請者に対する認定調査の一部を外部へ委託するものでございます。

認定調査とは、要介護認定を審査決定する際に必要な、対象者の心身の状態や生活状況进行评估するために行う調査でございます。調査員が、自宅や施設へ出向き、身体機能、生活機能、認知機能、精神・行動障害、社会生活への適応など、さまざまな項目について確認します。

認定調査については、当組合の会計年度任用職員による調査と要介護認定調査事務受託法人及び在宅調査員への委託により、実施しているところでございます。

なお、調査の割振りですが、会計年度任用職員は新規申請を中心に、要介護認定調査事務受託法人及び在宅調査員は更新申請・変更申請を中心に実施しています。

今回の減額理由としては、令和 6 年度において見込んでいた更新申請者数が下回ったことによります。当初の更新申請者数は、令和 6 年度中に認定期間満了となる更新申請予定者数から 2, 271 名と設定しました。

今年度の更新申請者数については、認定期間中に死亡・転出・入院された方などがいたことを受け、今年度の実績見込を 1, 888 名とし、383 名分の委託料を減額するものでございます。

以上、お答えいたします。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

調査員が集まらなかったから、やむなく減額したということではなかったということで安心しました。

それでは、引き続きよろしいでしょうか。

26 ページ、款 2 項 1 目 3 地域密着型介護サービス給付費、節 18 負担金補助及び交付金について、先ほども少しご説明がありましたが、減額理由をお尋ねします。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

榎介護保険課長

成富議員のご質問にお答えいたします。

令和 6 年度の保険給付費につきましては、第 9 期計画の初年度として、当初予算 9 億 4 億 8,593 万 2,000 円を計上しておりますが、過去の実績及び今年度のサービス費の給付傾向を勘案し、総額 9 億 3 億 1,868 万円を決算見込額とし、その結果 1 億 6,725 万 2,000 円、率にして 1.8% の減額補正となっております。

ご質問のありました介護給付費のうち、地域密着型介護サービス給付費につきましては、当初予算として 2 億 1 億 9,502 万 8,000 円を計上しておりますが、決算見込では 2 億 8,198 万 9,000 円となることから、1 億 1,303 万 9,000 円、率にして 5.1% の減額となっております。

主な理由は、認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームが昨年度末に 1 事業所が廃止となったことから、当初予算を減額したところでございます。グループホームの廃止の理由としては、介護職員の人材不足によるものです。

以上、お答えいたします。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

今言われた通り、やはり、もうあらゆる福祉のところに、人材不足の影響が出ているんだなということを思いました。今後、しばらくは介護保険を必要とする人々は、増えていくということになりますよね。そういうことであれば、それに対応して、人材不足にならないようにしていく必要があると思う。

国に対しても、これまで以上に強く要望していく必要があるということになると思いますが、そのところをどういうふうに考えてあるか、お尋ねをします。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

榎介護保険課長

成富議員のご質問にお答えいたします。

高齢化に伴う介護サービスの需要の高まりや、介護職員自体の高齢化、また他産業に比べ介護職員の給与水準が低いこと等から、介護職員の人材不足は全国的に大きな問題となっております。

昨年9月に国が自治体を対象に実施した報酬改定検証調査の結果では、令和6年6月から8月までの訪問介護事業所・総数35,468件のうち休止数は166件、廃止数は397件でした。

人材不足が理由によるものでございます。

国としては訪問介護事業への支援強化として人材確保のための研修体系整備や経営改善に向けた取り組みの支援といった事業を展開し、処遇改善加算や新設・拡充した各種加算の活用を推進しております。

本組合としましては、在宅介護を推進している中、今後ベテランの介護職員が退職

し、若者のなり手がなかなか増えない状況で、担い手不足によって持続的なサービス提供が困難になることが見込まれるため、住民が地域の実情にあった介護サービスを引き続き受けられるよう、報酬体系や処遇改善等の介護報酬の引き上げ等について、全国介護保険広域化推進会議等を通じて引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

やはり、現場の実態といいますか、介護保険で住民に接している組合が、生の声を国に上げていく必要があると思います。

では次に、29ページ、款3項3目1包括的支援事業に関連してお尋ねします。

経過報告の5ページに、地域包括支援センターの相談実績が記載されていますが、この上から3段目、「介護予防・生活支援サービス事業に関すること」について、件数が基山地区地域包括支援センターは、前年度が167件、令和6年4月～12月が567件と非常に大きく増加している。同じく、「認知症に関すること」も他の地域包括支援センターと比べると大きく増加している。

それから、後1つ、みやき町地域包括支援センターでいうと、「その他の保険医療福祉に関すること」が224件から400件と急激に増えている。

これはカウント間違いではないのかと思い、お尋ねする。

こういうこともありうると言えば、それでいいんですが、それはそれでまた別の問題はありますが、ちょっとお尋ねします。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

槇介護保険課長

成富議員のご質問にお答えいたします。

地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの要として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように高齢者の支援を行っています。

地域包括支援センターの業務の一つとして総合相談業務があります。総合相談業務の内容としまして、介護保険に関することや認知症に関すること、成年後見等をはじめとした高齢者の権利擁護、消費者相談など多岐にわたります。

相談の実績につきましては、組合で定めた実績報告書記載要領に基づき、複数の内容にまたがった時はそれぞれ該当する内容に相談の数を計上し、複数回相談があった時も相談があるごとに件数を計上することとしており、延べ件数を集計しております。

年度ごとに件数は増減しますが、基山地区地域包括支援センターの「介護予防・日常生活支援サービス事業」とみやき町地域包括支援センターの「介護保険に関すること」の相談件数が大幅に増加しております。

要因として、相談する実人数が増加し、それに伴って延べ件数も増加していると考えられます。

相談者の内訳としまして本人や家族の相談が大部分を占めていますが、医療機関や行政関係者、介護サービス事業者からの相談も増加しているところです。

また、電話による相談も増加しております。

以上、お答えいたします。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

同じ基準でカウントされている。

ですから、なぜこうなったかは今の説明だけではよくわかりませんが、わざわざそれぞれの地域包括支援センターで調べてもらって間違いないということらしいので。

そうすると、結構これは大変だったのではないかと思いますよ。地域包括支援センターの労力は。

であれば、地域包括支援センターの委託料の算定においては、こういう大きな変動

があるのであれば、そのあたりも加味した委託料の算定をしていかないといけないのではないかと、いうことを申し上げておきます。

以上です。

松隈議長

他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第４号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第４号、令和６年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり決しました。

松隈議長

日程第９、議案第５号、令和７年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計予算についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保事務局長

議長。

松隈議長

久保事務局長。

久保事務局長

ただいま議題となりました議案第5号、令和7年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計当初予算についてご説明いたします。

令和7年度鳥栖地区広域市町村圏組合予算書の5ページをお願いいたします。

令和7年度一般会計は、歳入歳出ともに1億1,053万円を計上いたしております。

一般会計につきましては、本組合の管理運営に関する諸経費並びに低所得者保険料軽減のための介護保険特別会計への繰出金を計上し、また、令和7年度から上峰町が重層的支援体制整備事業を実施するため、前年度まで介護保険特別会計に計上しておりました上峰町の地域支援事業の一部の予算について、計上しております。

重層的支援体制整備事業につきましては、社会福祉法に基づき、市町村において、介護保険法、障害者総合支援法、子供・子育て支援法、生活困窮者自立支援法などの各法律に基づく現行の相談支援事業や地域づくり事業を一体的に実施し、これと併せて、新規事業として、引きこもりの状態の人などに対して社会とのつながりをつくる「多様な参加支援事業」や「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、そして、各相談機関が単独では対応が難しい複合化・複雑化した事案に対応する「多機関協働事業」などにより、属性を問わない包括的な支援体制を整備することを目的とする事業でございます。

本事業は、社会福祉法の規定により、一般会計で予算化して実施するものとなっておりますので、本組合で実施する介護保険法に基づく関連予算として、地域支援事業のうち、上峰町の地域介護予防活動支援事業費、地域包括支援センター委託費にあたる包括的相談支援事業費、並びに生活支援体制整備事業費とこれに伴う財源として、国県の負担金と介護保険特別会計繰入金を計上しております。

それでは、17ページをお願いいたします。

歳入の主なものについてご説明いたします。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金、節1運営費負担金につきましては、本組合の管理運営に関する諸経費に対する構成市町の負担金でございます。

節2低所得者保険料軽減負担金につきましては、低所得者に対する保険料軽減のため、高齢者人口の割合などに応じて構成市町に負担いただいている負担金でございます。

なお、構成市町ごとの負担額につきましては、説明欄のとおりでございます。

次に、款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1低所得者保険料軽減負担金につきましては、低所得者保険料軽減に対する国の負担金でございます。

目 2 重層的支援体制整備事業費負担金につきましては、上峰町の地域介護予防活動支援事業、包括的相談支援事業、生活支援体制整備事業に対する国の負担金でございます。

18 ページをお願いします。

款 3 県支出金、項 1 県負担金、目 1 低所得者保険料軽減負担金につきましては、低所得者の保険料軽減に対する県の負担金でございます。

目 2 重層的支援体制整備事業費負担金につきましては、上峰町の同事業に対する県の負担金でございます。

款 4 繰入金につきましては、主に重層的支援体制整備事業費に対する財源として、介護保険料及び市町負担金の財源構成割合に基づき、特別会計繰入金を計上しております。

款 5 繰越金、19 ページの款 6 諸収入につきましては、それぞれ 1,000 円の頭出しといたしております。

20 ページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

款 1 運営費、項 1 運営費、目 1 運営費の節 1 報酬は、組合議員（13 人）、監査委員（2 人）、情報公開・個人情報保護審査会委員（5 人）の報酬でございます。

節 2 給料は、管理者及び副管理者の給料でございます。

節 3 職員手当等は、総務課職員の管理職手当及び時間外勤務手当でございます。

節 4 共済費は、特別職・総務課職員の地方公務員災害補償基金負担金や、組合議員の非常勤職員公務災害補償基金負担などでございます。

節 8 旅費は、議会や監査開催時における費用弁償でございます。

節 10 需用費は、事務消耗品や例規集の追録代、予算書・決算書の印刷製本費などでございます。

21 ページをお願いします。

節 12 委託料は、公平委員会及び行政不服審査会事務に対する佐賀県への委託料でございます。

節 13 使用料及び賃借料は、事務機器等の借り上げ料でございます。

節 27 繰出金は、低所得者の保険料軽減のため、国、県ならびに構成市町からの負担金を介護保険特別会計に繰出すものでございます。

次に、款 2 民生費、項 1 重層的支援体制整備事業費は、上峰町で実施する地域介護予防活動支援事業、包括的相談支援事業、並びに生活支援体制整備事業に係る上峰町及び上峰地区包括に対する委託料でございます。

以上、令和 7 年度一般会計予算の説明を終わります。
よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

松隈議長

はい、説明が終わりました。
これより、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。
本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。
議案第 5 号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第 5 号、令和 7 年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計予算については、原案のとおり決しました。

松隈議長

日程第 10、議案第 6 号、令和 7 年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算についてを、議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

榎介護保険課長

ただいま議題となりました

議案第6号、令和7年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算について、ご説明いたします。

令和7年度鳥栖地区広域市町村圏組合予算書の9ページをお願いします。

令和7年度は、第9期介護保険事業計画の2年目となります。

総務費につきましては、経常経費に加え、番号制度中間サーバー第3次システム移行への対応に伴う委託料、自治体標準化システムの連携に必要な委託料等を計上しております。

また、保険給付費につきましては、それぞれの所要見込額により、予算編成を行っております。

地域支援事業費につきましては、上峰町が令和7年度より重層的支援体制整備事業を実施することから、一般会計への繰出金を計上しております。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、106億3,555万3,000円となっております。

前年度当初予算と比較いたしまして、3,066万8,000円、率にして、0.3%の減となっております。

27ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて、ご説明いたします。

款1保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料で、24億1,300万円を計上しております。

款2分担金及び負担金につきましては、各事業に要する諸経費に対し、均等割・人口割・保険給付割・高齢者人口割による負担割合で、構成市町にご負担いただいている負担金でございます。

項1負担金、目1介護給付費負担金から、28ページの日5低所得利用者助成事業費負担金までの合計で、16億4,810万1,000円を計上しております。

29ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、項1国庫負担金につきましては、介護給付費に対する国の負担割合で計上しております。

項2国庫補助金、目1調整交付金から目3地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）は、国の負担割合で計上しております。

目4保険者機能強化推進交付金は、前年度の交付実績額に基づき計上しております。

30ページ、31ページをお願いします。

目 5 介護保険保険者努力支援交付金は、前年度の交付実績をもとに計上しております。

款 5 支払基金交付金につきましては、40 歳以上 65 歳未満の第 2 号被保険者の保険料について、各保険者に交付される額を計上しております。

款 6 県支出金、項 1 県負担金につきましては、介護給付費負担金として、また、項 3 県補助金は、地域支援事業交付金として、県の負担割合で計上しております。

32 ページ、33 ページをお願いいたします。

款 8 繰入金、項 1 基金繰入金につきましては、保険給付費の財源として、保険料収入の不足分、1 億 7 6 万 3,000 円を介護給付費準備基金からの繰入金として、計上しております。

項 2 一般会計繰入金は、一般会計に計上した低所得者保険料軽減繰出金 8,289 万 7,000 円を繰入金として、計上しております。

続きまして、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

35 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、介護保険事業全般の事務費として 1 億 2,026 万円を計上しております。

前年度と比較して 1 億 3,844 万 9,000 円、率にして 54.0% の減となっております。

減額の主な理由といたしましては、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修が令和 6 年度で完了したこと、自治体標準化システムの対応が延期となったことなどによるものでございます。

節 1 報酬から節 4 共済費は、介護保険運営協議会の委員報酬、介護保険課職員の各種手当、会計年度任用職員の人件費などでございます。

36 ページをお願いいたします。

節 12 委託料は、主なものとして、介護保険システム維持管理業務委託料や高齢者調査委託料などを計上しております。

また、自治体標準化システム導入関係委託料として、標準化対応後の構成市町のシステムと現行の介護保険システムを連携させるための費用を計上しております。

37 ページをお願いいたします。

節 13 使用料及び賃借料は、主なものとして、介護保険システム、財務会計システム、番号制度機器などの借上料や使用料でございます。

目 2 賦課徴収費、節 1 報酬から 38 ページの節 8 旅費につきましては、徴収事務を行う会計年度任用職員の人件費等でございます。

節 10 需用費から節 18 負担金補助及び交付金は、納付通知用封筒代、郵便料、保険料当初賦課封入封緘作業委託料など、保険料の賦課徴収に係る事務的経費でございます。

目 3 保険給付費事業支給費は、介護保険サービス給付費の支給に係る事務的経費でございます。

39 ページをお願いいたします。

目 4 地域密着型サービス事業費は、地域密着型サービス運営委員会などの事業運営に係る事務的経費でございます。

40 ページ、41 ページをお願いいたします。

項 2 介護認定審査会費、目 1 介護認定審査会費につきましては、審査会委員の報酬と出席旅費、審査会用の認定審査システムなどの審査会開催経費を計上しております。

目 2 認定調査等費は、認定調査員の会計年度任用職員の人件費、主治医意見書手数料、外部委託の訪問調査委託料、認定調査用事務機器借上料などの介護認定調査に係る経費を計上しております。

42 ページ、43 ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費につきましては、95 億 6,737 万円を計上しております。

前年度当初予算と比較して、8,143 万 5,000 円、率にして、0.9%の増となっております。

高齢者数、認定者数の伸びや新型コロナウイルス感染症後のサービス需要が回復傾向にあることを勘案して、見込んでおります。

項 1 介護サービス等諸費については、介護度が要介護 1 から 5 までの認定者の保険給付費として、87 億 9,207 万 9,000 円を計上しております。

前年比で 3,437 万 5,000 円、率にして 0.4%の増となっております。

主な給付費は、目 1 居宅介護サービス給付費、目 3 地域密着型介護サービス給付費、目 5 施設介護サービス給付費、目 9 居宅介護サービス計画給付費などでございます。

44 ページ、45 ページをお願いします。

項 2 介護予防サービス等諸費につきましては、介護度が要支援者 1 及び 2 の方の保険給付費として、4 億 1,782 万 6,000 円を計上しております。

前年比で 4,967 万 7,000 円、率にして 13.5%の増となっております。

主な給付費は、目 1 介護予防サービス給付費で、在宅介護サービス費でございます。

項 3 高額介護サービス等費は、同じ月のサービス利用に伴う負担が、一カ月の限度額を超える場合に、支給するものでございます。

46 ページ、47 ページをお願いいたします。

項4 高額医療合算介護サービス等費は、医療保険と介護保険の利用者負担の年間合計額が負担限度額を超えた額を支給するものでございます。

項5 特定入所者介護サービス等費は、所得の低い方の介護施設の居住費・食費について、収入等に応じて一定額を保険給付することで、負担を軽減するものでございます。

48ページをお願いいたします。

款3 地域支援事業費につきましては、高齢者の介護予防と生活支援サービスを提供するもので、7億2,097万5,000円を計上しております。

上峰町の重層的支援体制整備事業の実施に伴い、これまで地域支援事業として実施していた事業のうち、地域介護予防活動支援事業費、包括的相談支援事業費、生活支援体制整備事業費につきましては、特別会計から一般会計に繰り出し、予算執行することになるため、前年度当初予算と比較して、664万3,000円、0.9%の減となっております。

項1 介護予防・生活支援サービス事業費は、介護度が軽度な要支援1又は2の認定者、介護認定は受けていないが介護予防・生活支援が必要な高齢者を対象者とする、介護予防に特化した事業費でございます。

目1 介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問事業、通所事業、生活支援事業）の主なものとして、節12 委託料、通所型サービスC 委託料は、運動・栄養・口腔ケアを短期集中で支援するステップアップ通所型サービス費でございます。

構成市町委託料は、鳥栖市では、栄養改善を目的とした配食サービス、基山町では住民主体による訪問型サービス及び通所型サービスを実施しております。なお、構成市町委託料は、全体事業費を地域支援事業の負担割合に基づき、事業費を案分し、構成市町の意向に沿って、それぞれの事業に予算計上しております。みやき町と上峰町は、後ほど説明します一般介護予防事業と任意事業に予算を集中した予算配分となっております。

次に、節18 負担金補助及び交付金の介護予防・生活支援サービス事業費負担金は、介護予防や自立支援を目的とした訪問型サービス、生活リハビリ通所型サービスなどの負担金となっております。

目2 介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援事業）、節18 負担金補助及び交付金の介護予防ケアマネジメント費負担金は、介護予防のために地域包括支援センターが作成するケアプランに対する負担金でございます。

49ページをお願いいたします。

項2 一般介護予防事業費、目1 一般介護予防事業費は、65歳以上の高齢者を対象

に介護予防を実施するための事業費でございます。

主なものは、節 1 2 委託料の構成市町委託料で「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」などを構成市町がそれぞれの実情に合わせて実施するものでございます。

5 0 ページ、5 1 ページをお願いいたします。

項 3 包括的支援事業・任意事業費、目 1 包括的支援事業費は、地域包括支援センター運営に関する事業費でございます。

主なものは、節 1 2 委託料の地域包括支援センター 6 か所の包括的支援事業業務委託料でございます。なお、上峰地区地域包括支援センターへの業務委託料は重層的支援体制整備事業として、一般会計で計上しております。

5 2 ページ、5 3 ページをお願いいたします。

目 2 任意事業費は、介護事業所の給付適正化、家族介護者支援、高齢者の地域における自立した日常生活の支援などを実施する事業費でございます。

主なものは、節 1 報酬から節 4 共済費は、給付適正化事業に従事する会計年度任用職員の人件費、節 1 2 委託料の構成市町任意事業委託料は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、「認知症サポーター等養成」、「配食サービス」などを市町が実状に応じて実施するものでございます。

5 4 ページ、5 5 ページをお願いいたします。

目 4 在宅医療・介護連携推進事業費は、住み慣れた町で人生の最後まで暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために医療機関と介護事業所などの関係機関の連携を推進する事業費でございます。主なものは、節 1 2 委託料の在宅医療・介護連携推進業務委託料でございます。

目 5 生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーターが地域の生活サービスを担う事業者や関係機関と連携しながら、高齢者の生活支援体制づくりを行う事業で、主なものは、節 1 2 委託料の生活支援コーディネーターを配置する経費でございます。

目 6 認知症総合支援事業は、認知症の方の早期診断、早期対応に向けて取組み、また、認知症の状態の変化に応じて必要な医療、介護及び生活支援サービスが連携して支援する体制を推進する事業で、主なものは、節 1 2 委託料で、相談支援を担う認知症地域支援推進員を配置する経費でございます。

5 7 ページをお願いいたします。

款 4 保健福祉事業費につきましては、1, 1 8 9 万円を計上しております。

保健福祉事業は、保険者機能強化推進交付金を財源として行うもので、高齢者の自立支援や重度化防止の充実に取り組む事業でございます。

実施方法については、構成市町への委託料として配分し、市町の実情に応じた取組を実施するものでございます。

配分額は、令和6年度保険者機能強化推進交付金の配分額で予算計上しております。

59ページをお願いします。

款7諸支出費、項2繰出金につきましては、新たに重層的支援体制整備事業繰出金を計上しております。

款8予備費につきましては、保険給付費の不確定な要素に対応するために、前年度と同額の5,000万円を計上しております。

以上をもちまして、議案第6号、令和7年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

松隈議長

はい、ありがとうございました。

それではこれより質疑を行います。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

予算書42ページ、款2項1目1居宅介護サービス給付費について、この中には、訪問介護サービスも入っていると思うわけですが、この訪問介護サービスについては、全国的に、介護報酬引き下げの影響で、訪問介護事業所が全くなかったところ結構増えてきた。

今までも利益が少なかった中で、この介護報酬引き下げがさらに拍車をかけたというふうに言われています。

それでお尋ねですけれども、鳥栖地区広域では、閉鎖まではいかなくても何らかの影響が出ているのではないかと思います。そのところを教えてください。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

榎介護保険課長

成富議員のご質問にお答えいたします。

令和6年度の介護報酬改定において介護報酬全体の改定率が引き上げられましたが、その一方、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の訪問系サービスの基本報酬が、身体介護では2.1%から2.4%、生活援助では2.2%引き下げられております。その要因として、厚生労働省が公表している介護事業経営実態調査において令和4年度の収支差率が全国平均で7.8%と大きく伸びていることが一因となっております。

令和6年度の訪問介護にかかる給付費見込額は、前年度に比べて月平均件数は5.4%の減少、月平均給付費は0.9%の減少、1件当たり単価は4.8%の増加となっております。

本圏域における訪問介護事業所については、今年度中に届け出があったもので廃止は0件、休止は1件となっており、その理由は人材不足によるものでございます。

今回の改定で、介護職員等の処遇を改善するために7.6%から24.5%の処遇改善等加算が新設されました。訪問介護事業所の加算の取得状況を見ると、上位の加算である加算Ⅰ・加算割合24.5%、加算Ⅱ・加算割合22.4%の取得率は合わせて75%であり、基本報酬は引き下げされたものの、処遇改善等加算の取得が進んでいることから1件当たり単価が上がったものと考えております。

今回の報酬改定の影響については、国においてその効果検証をするための調査を昨年9月に実施し、分析検証後に公表される予定になっております。

また、国において賃上げに向けた取り組み等に必要な緊急の措置として、処遇改善加算を取得し、生産性向上に向けた取り組みを行っている事業所に対し、常勤の介護職員1人当たり5万4千円相当の一時金を補助する「介護人材確保・職場環境改善等事業」を実施することになっております。

本組合としましても、今後も県と連携し、より上位の加算を取得し、介護職員の人材確保に繋がるよう事業所に対する普及啓発や支援を行ってまいります。

以上、お答えといたします。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

そうですね、具体的には、廃止したところはないけども、休止のところは1件あるということでした。

それが全て報酬引き下げの影響かどうか分かりませんが、そういう数字的には出ているということですね。

今、言われた中で、以前、発言させていただいたと思いますが、事象規模の小さい事業所と大きな事業所があって、その平均は、プラスになったから引き下げたんですよ。

ただ、別の調査では、訪問介護事業者の4割は赤字であるということも指摘をされております。

私が言わなくても、多分ここにいらっしゃる皆さんは、おわかりだと思いますが、大きな事業所は、サービス付き高齢者住宅等で効率よく利益が上がるけれども、そうではない在宅中心の事業所は、例えば、ガソリン代も値上がりしているため、それだけでも大変ですよ。

だから、小規模の事業所というか、在宅中心の事業所というのは、ある意味、この組合等の要望にこたえようということで歯を食いしばってやっておられるところもあるかもしれないという認識が私は必要だと思うんですよ。

ただ、平均したら単価は上がってますよって国の言っていることを、そのままじゃなく、もう少し中身を見ていく必要があるんじゃないかというふうに私は思います。

それと、国もそういいながらさっきのお答えでは、昨年9月に実施した調査を、分析検証後に公表する。

やっぱり国も、とはいうものの今のままじゃいかんじゃなかろうかということで、そういうふうに思っていると思うんですね。

ぜひ、私はこの鳥栖広域でも、独自の調査をやるぐらいのことがあってもいいのではないかと思います。

それで、在宅介護の推進、住み慣れた地域で暮らしを続けることができるよう、そういう意味でいわゆる居宅介護サービスがもう大変大きな役割を果たしていると思

いますので、そのところをしっかりとですね、ぜひ、認定結果が出てサービスが使えますよって出ても、それを受けてくれるところがないということになれば、これはもう大変なことですよ。

サービスの提供に関して、強制はできないわけですから、効率よく行けるところだけをされても、それに対する罰則規定があるわけでもないし、だから、そういう意味では、今一番、在宅中心の事業所が歯を食いしばって頑張っておられるんじゃないかと私は思うんですよ。

全部の事業所に聞いたわけじゃないけど、そのところもしっかり慮ってほしいと思います。

次の質問に移ります。

51 ページ、款3項3目1 包括的支援事業費のところですね。

改めて、地域包括支援センターの役割というのを確認させてください。

そして、あわせて、地域包括支援センター委託料の内訳等の算出根拠、職員、専門職とか事務職とかあると思いますが、そうした人たちの単価も、できれば詳しくお答えください。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

榎介護保険課長

成富議員のご質問にお答えいたします。

地域包括支援センターは、地域に住む高齢者を支える拠点として、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

具体的な業務内容として、高齢者の総合相談業務、高齢者の虐待防止や成年後見制度の利用支援、経済的なトラブルに関する相談を行う権利擁護業務、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう関係機関との連携を行う包括的・継続的ケアマネジメント事業、要支援者等のケアプランを作成する介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の4つがあります。

地域包括支援センターに対する委託料につきましては、先ほどご説明いたしました

総合相談業務、権利擁護業務、及び包括的・継続的ケアマネジメント業務に対するものでございます。

民間法人に委託する委託料の積算につきましては、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の3職種につきましては地方交付税算定基礎額を基に一人当たり470万円、補助員として本組合の会計年度任用職員の報酬を基に一人当たり400万円、これらの人件費の他に事務費として220万円としております。

その他包括業務を支援するシステム、通信費等の関連費用を加えて地域包括支援センターの委託料としています。

地域包括支援センターに配置する専門職種につきましては第1号被保険者数が3,000人から6,000人未満の場合、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員それぞれ各1名ずつ3名を配置、第1号被保険者数が2,000人以上3,000人未満の場合は3職種の内、保健師及び社会福祉士もしくは主任介護支援専門員のいずれか1名の2名の配置となっております。

鳥栖地区地域包括支援センター、田代基里地区地域包括支援センター、鳥栖西地区地域包括支援センター、基山地区地域包括支援センターにつきましては第1号被保険者数が3,000人以上6,000人未満のため3名配置、若葉弥生が丘地区地域包括支援センター、上峰地区地域包括支援センターの第1号被保険者の数は2,000人以上3,000人未満であることから、専門職種2名の配置となり、それに基づいて委託料を積算しています。

なお、みやき町地域包括支援センターにつきましては、直営で運営されているため、地域支援事業費としてみやき町に配分する額の範囲内でみやき町の要求額に基づき委託料を決定しています。

以上お答えといたします。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

ありがとうございました。

具体的に金額なんかも入れてもらったので、わかりやすかったです。

3 職種、いわゆる保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員については、地方交付税算定基礎額をもとに 1 人当たり 4 7 0 万円というふうになったと思いますが、やはり先ほど、補正予算の最後、経過報告の内容で聞きましたけども、やっぱりそういう固定していない、いうなれば出来高みたいなのところもやっぱり加味して、この予算を機動的にするのも難しいんでしょうけど、何らかの形で包括が頑張ったときにはその分は、財政的に支援する、そういうのも必要じゃないかというのを改めて思います。

4 7 0 万円というのはもう、超過勤務手当とかそういうものが入っていないということでしたので、ぜひ、お願いしたい。以上です。

松隈議長

他にございますか。

平野議員

はい。

松隈議長

平野議員。

平野議員

通告しなかったんですけどね。先ほどの議案第 5 号ですね。

重層的支援体制整備事業について、複雑でなかなかわからない。正直言って。いろいろ説明は受けましたけどね。

要は、今回、重層的支援体制整備事業ということで、一般会計の方で、この事業費というのが含まれております。

特定財源がありまして、いわゆる介護保険特別会計から、繰出金として一般会計に繰り出しをして、いわゆる上峰町の重層的支援体制整備事業に支出するという形が組まれておりますよね。

この重層的支援体制整備事業っていうのがですね、どういうもので、これが、各自治体にとってメリットになるのかどうかですよ。

特定財源からの繰出金として 1, 0 6 4 万円を介護保険特別会計から繰り出しをしてありますよね。

どのような関係で、こういう予算組みになるのかですね、ちょっと理解ができとらんとですよ。

また、重層的支援体制整備事業という部分に、他の町も移ったほうがいいのかですね。

そのあたりがどうなのなのか、ちょっと判断ができないわけですよ。

非常に説明も難しいと思いますけれども、上峰町が何かメリットがあるからこういう体制をとりたいということでの事業費ですよ。これね。

これがいいならばどこでも、こういう体制をとったほうがいいんじゃないかなと思うわけですよ。

だから、その辺りが、この小さなところの数字よりも、なぜ上峰町がこういう形をとるのかという部分です。

説明をしてもらいたい。

久保事務局長

はい。

松隈議長

久保事務局長。

久保事務局長

重層的支援体制整備事業については、市町の実情に伴うものですから、組合としてお答えはちょっとなかなか難しいんですが、まず、組合の予算編成については、重層的支援体制整備事業を実施する場合、どうしても社会福祉法において、一般会計で実施するというような規定がございます。

広域圏組合で実施していますので、こういった形になるのですが、単独の市町村については、介護保険特別会計と一般会計の中で、障害者、子ども、生活困窮の事業のを1つにまとめて、申請し、事業の採択をいただいて、そして、介護保険特別会計の方から、実施は一般会計予算で行いますので、その財源に当たる保険料等を繰出金として繰り出し、合わせて実施していくようなことではございます。

本組合は、広域で実施するものですから、介護保険特別会計で行っていた事業を、事業自体は全く同じものですが、一般会計の予算の組み替えをして実施するものです。

この事業が、それぞれの市町において有効なのかどうかということについては、それぞれ構成市町の方で判断していただく必要があります。

町であれば、生活困窮等は県が実施していますが、市であれば、福祉事務所という

ものを持っていますのですべてそろっている状況ではございます。

ただ、それが重層的支援体制整備事業をする場合は、先ほど、一般会計の説明の中で申し上げましたけども、多機関協働事業といって、複合化・複雑化した問題がある中で、そういった簡単に課題解決できないようなものを、どうやって解決していくのか、そういったところには、どうしても基幹的な相談窓口がいますので、その経費も発生していきます。

それを考えながら、自分のところの市町でのシミュレーションをした中で、委託なのか直営なのかなどを検討し、判断していただくしかないと考えております。

以上、お答えいたします。

平野議員

はい。

松隈議長

平野議員。

平野議員

そうすると、一般会計の中で、民生費、介護保険特別会計からの繰入金がありますよね。

これは、介護保険の特別会計予算の中でどの部分を積算して、この数字が出てきたのですか。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

榎介護保険課長

今回、重層的支援体制整備事業に移行するのは、地域支援事業の中の一部です。

まず、1つは、地域介護予防活動支援事業というものがございまして、これが一般介護予防事業、もう1つは、地域包括支援センター運営費です。

それに、生活支援体制整備事業費です。地域支援事業も一緒なんですけども、それ

ぞれ、国、県、保険料、市町負担金のパーセンテージが決まっています。

それぞれ、保険料は２３％、支払基金交付金は２７％など、それらを積み上げた金額で積算しております。

以上、お答えいたします。

平野議員

はい。

松隈議長

平野議員。

平野議員

事業費のうち、県の支出金等は、おそらく単年度だと思いますので、介護保険特別会計からの繰出金も、これは毎年発生してくるわけですか。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

榎介護保険課長

こちらは毎年、予算計上するものです。

以上、お答えいたします。

重松議員

はい。

松隈議長

重松議員。

重松議員

私も、なぜ一般会計でしなければならないのかというのがよくわからなかったんで

すけど、今でもわからないんですよ。

なぜかという、地域支援事業の中で上峰町がこの重層的支援体制整備事業をするというのはいいんでしょうけども、鳥栖地区広域市町村圏組合全体として見たときに、今後、基山町もこういう事業を行いますよとか、鳥栖市でも行いますとなったときに、一般会計に1回繰り出したほうがいいのか、介護保険特別会計で、例えば款3項1に目1目2ありますけども、ここに目3を設けて、そこで一括して行っていったほうがよいのかと。

繰り出しになると、毎年、一般会計に特別会計から繰り出して、そして一般会計から上峰町さんの方に出すというよりも、特別会計の中で一括して実施していったほうが、これから先はいいのではないのかなと思っています。

この辺は、方法論にもなりますけども、いかにしてこれを全体的に行っていくのか。

上峰町が先行して実施され、これが本当に有効だったら、他の市町にもこういう取り組みを広げていくという方がいいのかなと思うんですけど、この辺のちょっと中長期的な視点で見たときに、どのようなやり方がいいのか、検討してもらえればなと思います。

榎介護保険課長

議長。

松隈議長

榎介護保険課長。

榎介護保険課長

まず、社会福祉法の規定で、一般会計で事業を実施することとなっており、介護保険特別会計からは、保険料等を一般会計に繰り出すということが明記されております。

私どもとしましては、議員ご指摘のとおり、特別会計で実施した方がいいというふうに思っておりましたが、他の広域においてもこの方式で実施されているということでした。

それから、中長期に見て、どのように進めていくのかということにつきましては、この事業の趣旨や有益性については、各構成市町での判断になると思いますけども、組合としましては、事例などを紹介していきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

松隈議長

他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、令和7年度鳥栖地区広域市町村圏組合特別会計予算については、原案のとおり決しました。

松隈議長

それではここで資料配布のため5分ほど休憩いたします。

(14:50 休憩)

[議案第7号 鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議長に提出]

(14:55 開議)

松隈議長

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

只今、お手元に配布のとおり、議案第7号、鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、議題とすることに決しました。

松隈議長

議案第7号、鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大川議員

議長。

松隈議長

大川議員。

大川議員

刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例を整理する必要があるため。改正するものでございます。

よろしくお願いいたします。

松隈議長

はい、説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第 7 号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号、鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決しました。

松隈議長

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて、令和 7 年 2 月鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。
おつかれさまでございました。

（ 1 4 : 5 7 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 松隈清之

議 員 樋口伸一郎

議 員 目野さとみ